

平成29年度  
知財活用支援事業  
大学等知財基盤強化支援  
(権利化支援)  
公募要領

平成29年4月

## 目次

1. 目的	1
2. 公募要領の主な変更点	2
3. 支援概要	3
(1) 支援の対象	3
1) 国際特許出願（PCT 出願）をこれから行うもの	3
2) PCT 出願済で指定国移行をこれから行うもの	3
3) パリ条約ルート等での出願をこれから行うもの	3
(2) その他	3
1) ベンチャー創出型知財支援の適用を希望するもの【新規】	3
2) 日本国出願の取扱い	4
(3) 申請期限	4
(4) 権利の帰属	5
(5) 支援の内容	5
1) PCT 出願費用・指定国移行出願費用に関する支援	5
2) 技術評価・特許性評価に関する支援	5
4. 申請要件	6
(1) 申請機関	6
(2) 申請対象となる発明	6
(3) 申請期限	6
(4) 技術移転体制等の概要に係る様式	6
(5) (指定国移行段階) 国際調査機関の否定的見解への対応	6
(6) (指定国移行段階) 技術移転が進められている傍証となる文書の添付	7
(7) 早期審査制度を利用したパリ条約ルートによる申請	8
(8) 申請受付期間	8
(9) 注意事項	8
5. 選考	9
(1) 選考方法	9
(2) 選考資料の作成	9
(3) 審査委員会への参加	9
1) 概要	9
2) 参加のお申し込み	10
3) 申請機関からの参加者	10
4) 審査委員会の流れ	10
5) Web 会議システムの利用	10
(4) 選考における観点	11
(5) 選考結果の通知	11
6. 支援中・支援終了時の手続き	12
(1) 支援契約の締結と支援費の請求	12
(2) ライセンス活動状況等報告	12
(3) 支援した費用の返還	12
1) 実施料収入が得られた場合	12
2) 第三者へ権利譲渡した場合	12
(4) 支援継続の要否判断	13
(5) 支援の終了	13

(6) その他.....	13
7. 申請時の注意事項.....	14
(1) 研究成果展開総合データベース (J-STORE) での公開.....	14
(2) 申請内容の JST 内部開示.....	14
(3) 大学発新産業創出プログラム (START) 等との連携.....	14
(4) 申請内容に関する秘密の厳守.....	15
(5) 権利化支援に関するお知らせ.....	15
(6) 申請にあたっての注意点.....	15
8. 問合せ先.....	17
別表 大学等知財基盤強化支援の重点分野.....	18

## 1. 目的

- ・国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という）では、平成 15 年度から大学等の外国特許出願支援を開始し、平成 26 年度には『重要知財集約活用（FS 型）』として、平成 28 年度には『大学等知財基盤強化支援＜権利化支援＞』として大幅な見直しを行いました。平成 29 年度も引き続き、「第 5 期科学技術基本計画」の方針の下、大学等の特許の実施許諾件数を 5 割増加及び技術シーズを事業化につなげる橋渡しを推進するため産学連携活動の促進が図られるよう、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化に向けた総合的支援を行います。
- ・本支援のうち権利化支援については、国公立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校（以下、「大学等」という）の特許出願であって、大学等が保有することで将来的に技術移転活動及び特許利用の可能性が高いものについて、大学等保有のまま外国特許出願にかかる費用の一部を支援します。
- ・国の求める“大学等の知財マネジメント強化”に向けて、平成 28 年度より申請機関である大学等が主体となって知的財産審査委員会（以下、「審査委員会」という）の資料作成と説明を行うプロセスの導入を進めました。この流れを受けて、本年度においては、申請機関の審査委員会への参加を通じて大学等における外国出願や技術移転の狙いをより反映した選考を行い、権利化・ライセンス活動に繋がる知見をフィードバックするよう審査委員会の運用も強化します。
- ・本年度より、新たに大学発ベンチャーの設立の基盤となり、大学発ベンチャーを通じた技術移転を目指す発明に対して、「ベンチャー創出型知財支援」を設置し、通常の特許性・有用性に加えて、その特許権を活用するビジネスモデル、事業化の実現可能性、特許による事業保護の確実性等を重点的に評価した上で、長期的な視点で支援を行います。

## 知財活用支援事業のイメージ

### 平成29年度の知財活用支援事業の事業概要

- イノベーション創出に向けた最適な形での知財マネジメントをJSTが総合的に支援。
- 大学等の知的財産・技術移転のマネジメント力の強化を促す支援に転換。
  - ・知財権利化活動を行うための外国特許出願の権利化費用を支援（権利化支援）
  - ・大学等の知財マネジメント活動に関わる人材のサポート（人的サポート）
  - ・重要技術の知財を多数の企業等が効果的に活用しやすくするための環境整備（パッケージ化）
  - ・大学等が保有する知財の企業等へのライセンス活動、及び大学等の優れた技術シーズと企業等のシーズのマッチングを行う産学マッチングの機会提供（プロモーション）等を一体的に進める。

### 総合的な知財活用支援

事業化



## 2. 公募要領の主な変更点

項目	(平成 28 年度)	平成 29 年度 4 月の申請から適用
①支援対象	(1) 支援の対象	「(1) 支援の対象」に加えて、「(2) その他」 「1) ベンチャー創出型知財支援の適用を希望されるもの」を追加。申請時に、適用希望の有無を申請添付様式 1 に記載。
②申請書	申請添付書類 1～3	申請添付書類 1～3に加えて、「ベンチャー創出型知財支援」の適用を希望する場合に限り、大学発ベンチャーの起業に関する体制・起業計画、事業構想の概要等を記載する申請添付書類 4 を追加。
③審査資料の作成	大学等が主体となって審査委員会用の資料を作成し、審査委員会でのプレゼンテーションを実施する。JST 特許主任調査員はそれに協力する。	全案件を対象に、申請機関が技術移転活動に関するプレゼン資料を作成。 より多くの申請機関に知財審査委員会に参加いただく方向性において、大学等の担当者・発明者が主体となって知財審査委員会用の資料を作成いただくことを推進。
④審査委員会への参加	大学等へのプレゼン導入の準備期間として段階的に実施機関を増やしていく。	申請機関が主体となって審査委員会における説明・質疑応答対応を行う(※1)。 JST 特許主任調査員は引き続き、申請後の発明者インタビュー、特許調査、資料準備段階からのサポートを担当し、審査委員会に参加。
⑤支援対象外費目と支援割合の見直し		支援対象外費目を大括り化するとともに、支援対象となる経費の 8 割を支援。

(※1) できるだけ多くの申請機関の方々に審査委員会への参加を頂くべく、下記の方針で進めます。

- (1) 申請機関は積極的に審査委員会へ参加し、説明・質疑対応を行っていただきます。参加方法は、Web会議システムの利用を推奨します。
- (2) 国立大学 3 類型のうち重点支援枠③(世界水準)の大学は、申請数の 5 割にて参加いただきます。

### 3. 支援概要

---

#### (1) 支援の対象

- 大学等で生まれた研究成果に基づく外国特許出願のうち、大学・TL0等が出願人となって行う、下記1)～3)に該当するもの。

##### 1) 国際特許出願（PCT 出願）をこれから行うもの

- 大学等が行った国内出願（以下、「基礎出願」という）に基づく優先権主張を伴う国際特許出願（PCT ルート）が支援の対象となります。基礎出願については、米国等の仮出願及び海外の大学との共同研究等に基づき第1国出願が外国特許出願となるものも含まれます。
- PCT 出願（全指定）とするか、日本国を指定国から除外するかについては、申請機関の判断に拠ります。
- PCT 非加盟国を付帯しての申請も可能です（指定国移行審議段階からの PCT 非加盟国を付帯しての申請は支援対象外とします）。PCT 非加盟国への出願を支援した申請については、指定国移行審議の際に再度、PCT 非加盟国に関する継続支援の可否を審議します。

##### 2) PCT 出願済で指定国移行をこれから行うもの

- 大学等が行ったPCT出願後の指定国移行（次頁の図中「②指定国移行から」）が支援の対象となります（この場合のPCT出願費用・日本国への移行費用は支援対象外とします）。JSTが支援する指定国は審査委員会において決定します。

##### 3) パリ条約ルート等での出願をこれから行うもの

- 本支援では、PCT 加盟国に対しては PCT ルートを基本ルートとし、パリ条約ルート（及び米国仮出願から米国のみへの出願等）の支援は原則実施しません。
- これは、本支援における指定国移行時の審議との公平性を図り、また PCT 出願制度のメリット（大学等の研究成果に基づく特許は実施迄に一定の期間を要することが多く、各国出願迄に国際調査機関の特許性に対する見解を得つつ、技術移転状況を考慮して移行指定国を判断できる等）を最大限生かすことが、総合的な費用等の効率化の観点から合理的であるとの考えに基づくものです。
- ただし、次の要件を満たす場合には、申請を受付けることもあります。
- 基礎出願において、あらかじめ日本国特許庁へ早期審査を申請しており、優先日から6ヶ月以内に日本国特許庁の審査結果（特許査定）が得られている場合。

#### (2) その他

##### 1) ベンチャー創出型知財支援の適用を希望するもの【新規】

- 平成 29 年度より「ベンチャー創出型知財支援」を実施します。本支援では、既存企業では扱わない、事業化に大きなチャレンジや新たなビジネスモデル創出を要する研究成果について、外国におけるその権利を保護し、大学発ベンチャー創出による技術移転を促進に資することを目的としています。
- 出願後にその特許を活用して大学発ベンチャーを設立し、技術移転・事業化を目指す大学等の単独外国特許出願が支援の対象となります。
- 本支援の適用を希望された場合には、従来の選考の観点に加え、ベンチャー創出の可能性や申請機関におけるベンチャー支援体制などを審議の観点とします。詳細につきましては、「5. 選考」をご参照ください。

2) 日本国出願の取扱い

日本国出願に係る費用は支援対象外とします。なお、PCT 出願の支援決定に基づき、JST 申請前の日本国特許庁に係属した状態に戻す観点から、日本国への移行書面提出費用に限り支援対象とします。

• 支援対象：

- ◇ 日本国への移行書面の提出 (PCT19 条補正・34 条補正の写しの提出を含む) に係る公的費用 (\*1)、及び付随する代理人費用 (翻訳料は対象外)

\*1 特許法第 184 条の 5—別表 (第 195 条関係) 記載の費用

• 支援対象外：審査請求以降に必要な費用

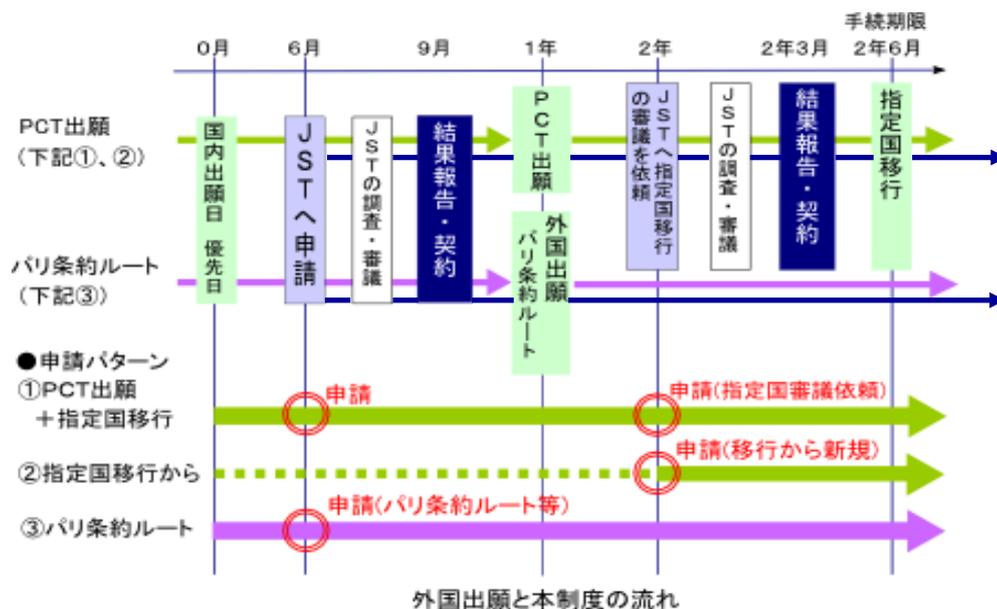
- ◇ 例：出願審査請求、移行以後の自発補正、拒絶理由対応 (意見書・手続補正書提出等)

(3) 申請期限

- 次の期限を厳守の上、電子公募システム (<https://pas.jst.go.jp/>) より申請を行ってください。

内容	申請期限
1) 国際特許出願 (PCT 出願) をこれから行うもの 3) パリ条約ルート等での出願をこれから行うもの	外国特許出願期限の 6 ヶ月前まで <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>より強い特許にする準備時間確保のため、国内基礎出願後、早い申請を推奨。</u></li> <li>• 複数の優先権を伴う場合は、<u>最先の優先日から</u> 6 ヶ月以内とし、いずれの優先権を基礎とするか明確にすること。</li> </ul>
2) PCT 出願済で指定国移行をこれから行うもの	指定国移行期限の 6 ヶ月前まで

- PCT 出願の支援が決定した案件については、指定国移行期限の 6 ヶ月前までに改めて指定国移行の申請が必要となる点にご注意願います。
- 指定国移行の選考においては、移行国及び支援継続の必要性を、国際調査報告及び国際調査機関の見解書、特許性に関する国際予備報告 [特許協力条約第 2 章] (=国際予備審査報告)、出願希望国における市場性や技術・製品輸出の可能性等の観点から、再度、審査委員会において精査します。



(4) 権利の帰属

- 特許を受ける権利及び特許権は出願人（大学等）に帰属します。

(5) 支援の内容

- PCT出願費用・指定国移行出願費用のうち、権利化までに必要な費用を支援します。
- 平成29年度採択課題についての指定国移行支援の終了期限は、原則、優先日から7年間とします（平成28年度と同様）。これは、支援対象となった特許の早期権利化及びライセンスに加えて大学等による経費削減努力を促進するためです。特に欧州特許は権利化まで時間がかかることが多いため、早期権利化のための早期審査手続を推奨します。
- また、費用に関する支援のほか、技術評価・特許性評価に関する支援を行います。詳細は以下のとおりです。

1) PCT 出願費用・指定国移行出願費用に関する支援

- 採択後に申請機関と JST との間で締結する「権利化支援に関する契約書」及び平成 29 年度契約約款に基づき費用の支援を行います。
- 平成 29 年度申請の採択課題から、外国特許出願に係る費用のうち、支援対象外の費目を大括り化し、その他合計の 8 割を支援します（残る 2 割を申請機関に負担いただきます）。
- 詳しくは、「請求要項」にてご案内します。

1. 特許出願・審査に係わる公的費用

- 出願手数料
- 出願審査請求手数料（特許権が発生した後の維持費用は支援対象外）

2. 特許出願・審査に係わる弁理士費用・翻訳料等

- 出願書類作成費用、翻訳料、現地代理人費用、審査対応費用等
- 特許権が発生した後の維持費用の納付に伴う代理人費用は支援対象外

3. JSTへの請求期限

- 費用発生の日（例：現地代理人の請求書発行日付）から最長1年以内
- 請求期限に関わらず、速やかにJSTへ請求してください。なお、予算状況や請求時期等により、請求いただいても、すぐにお支払いができないこともありますのでご了承ください。

4. その他

- 翻訳費用については、1言語につき税抜き100万円を超える翻訳費用は請求できません。
- JSTで採択を決定した日以降に発生した費用を請求することが可能です。他の公的機関からの支援や、国立大学法人等の費用免除・軽減措置などで特許出願等の経費の支援を既に受けている場合には、支援費用の請求が重複しないようご注意ください。
- 支援対象外費目の詳細については、「請求要項」にてご確認ください。

2) 技術評価・特許性評価に関する支援

- 申請内容に対して、外部有識者による審査委員会（後述の「5. 選考」参照）により技術評価・特許性評価を行います。大学等に有効に活用いただくため、支援の可否とともに結果を委員会の見解として報告します。
- また、案件を担当する特許の目利き（JST特許主任調査員（以下、「JST担当調査員」という））が、必要に応じて権利強化のための助言等を行います。

## 4. 申請要件

---

### (1) 申請機関

基礎出願又はPCT出願の出願人を指します。

- 国公立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校（以下、「大学等」という）。（国立研究開発法人、公設試等の研究機関は支援対象外です）。

### 注意事項

- 他大学等との共同出願の場合は、出願機関の間で協議の上、代表する一機関から申請をお願いします。受理通知・決定通知等は、代表申請機関にのみ送付します。
- 代表となる機関は、自らは「代表申請機関」、他の支援希望機関は「共同申請者」として申請してください。申請漏れの場合、その機関への支援ができないことがありますのでご注意ください。
- 民間企業等との共同出願の場合は、大学等の費用負担分のみを支援対象とします。ただし、大学等の持分（共同出願機関がある場合はその合計）が、50%以上の場合に限ります。
- 発明者又は申請機関の担当者は、発明者ヒアリングや審査委員会等において、日本語で対応してください。

### (2) 申請対象となる発明

大学等の研究成果に基づく発明

- 国内だけでなく海外への技術移転が想定される発明を対象とします。
- 他の公的機関等による出願費用等支援制度との併用については、本支援（同一出願国に対する支援）と重複しないようご注意ください。
- 民間企業等の、本支援の対象となる大学等以外の機関が、共同出願人として合計50%を超える持分を有して出願しようとするものについては、申請の対象外とします。
- 【新規】ベンチャー創出型知財支援の適用を希望する場合には、当該発明及び関連発明に基づく大学発ベンチャーの具体的な起業構想が必要となります（詳細は「5. 選考」をご参照ください）。

ただし、以下のものは申請受理の対象外です。

- ◇ 新規性喪失の例外規定（特許法第30条）を適用した国内出願に基づく外国特許出願
- ◇ 特許を受ける権利及び研究者等の個人に帰属する特許権に基づく外国特許出願

### (3) 申請期限

- PCT出願、パリ条約ルート：外国特許出願期限の6ヶ月前まで（複数の優先権を伴う場合は最先の日から6ヶ月以内）。より強い特許にするための準備時間の確保のため、国内基礎出願後、早めの申請を推奨します）
- 指定国移行（指定国移行段階からの新規支援申請・PCT出願支援中案件の継続支援申請）：指定国移行期限の6ヶ月前まで

### (4) 技術移転体制等の概要に係る様式

- 大学等自身の知財戦略策定及び知財マネジメント強化に向けて、大学の特許戦略立案や技術移転活動に関する様式（申請添付書類2）の提出を要件とします。本様式は、選考において知財の権利化活動や技術移転計画に基づく活動状況等を評価することを目的としています。

### (5) (指定国移行段階) 国際調査機関の否定的見解への対応

- 国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告において主要な請求項の特許性があると認められた案件についてのみ受理します。

<国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告の例>

(※PCT 出願時の請求項 10 個が調査対象となっている例)

		ケース 1	ケース 2	ケース 3
進歩性 (IS)	請求の範囲	有	2, 5 有	1-10 有
	請求の範囲	1-10 無	1, 3, 4, 6-10 無	無
		「受理しない」	「受理する」*1	

\*1 さらに進歩性有の部分を検討し、有用性等があるものについて支援する

- JST は、特許性の有無について断定的な判断を行うことはできないため、国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告の結果を尊重しています。
- 国際調査機関の見解とは別に判断を行う国もあるため、国際段階で対応するのは得策とは言えず非公式コメントの提出のみで対応する、という考え方もありますが、全ての請求項の特許性が否定されている場合には、支援する根拠が不足しているという考えにより支援対象外とします。

受理の基準：

- 国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告において主要な請求項の特許性があると認められた案件についてのみ受理します。
- 新規性、進歩性、又は産業上の利用可能性のいずれかの項目で否定的見解が全請求項について残るものは国際予備審査を行い、国際予備審査請求の請求日が国際調査報告及び国際調査機関の見解書の送付又は国際調査報告を作成しない旨の宣言の送付の日から、3 ヶ月以内であることを要件\*2とします。
- 合わせて、国際予備審査請求書の第IV欄（国際予備審査に対する基本事項）4にチェックを入れていただき
- 、国際予備審査の早期開始希望を行うことを要件とします。

\*2 国際予備審査請求を請求期限間際（優先日から 22 ヶ月）に行う場合、国際予備審査報告は作成期限間際（優先日から 28 ヶ月）に送付される場合があり、その時点から審査を行うのでは指定国移行手続きに残された期間が極端に短くなる、といった事例が発生します。これらの防止のため早期着手を要件とします。

1. 主要な請求項以外の一部請求項で新規性、進歩性、産業上利用可能性の項目が否定され、国際予備審査請求を行っているものは、国際予備審査機関の見解書が届いていない場合であっても、指定国移行期限の 6 ヶ月前迄に JST に申請をお願いします。
2. 前項の申請の場合、申請の受理はしますが、国際予備審査請求の結果（優先日から 28 ヶ月以内等に送付）を待って審議ができるとは限らないことをご了承ください。

(6) (指定国移行段階) 技術移転が進められている傍証となる文書の添付

- 指定国移行段階の申請については、その研究成果の実用化がまさに進展途上にある等の、支援が真に効果を上げるであろうと認められるものに限り申請を受理し、厳正な評価の上、支援を決定します。
- したがって、指定国移行段階の支援申請には、技術移転活動がなされている傍証として、その発明が活用される実施許諾契約や共同研究契約等の文書を添付することを受理条件とします。具体的には以下の基準にて該当するか否かを判断します。いずれも記載される出願番号・特許番号等の番号や、研究・技術内容等を確認します。
- ベンチャー創出型知財支援の適用を希望される場合には、申請添付書類 4 を以て傍証に代えることができます。

【申請可とするもの】

1. 当該発明に関する民間企業等との実施許諾契約書類（申請時は交渉進捗中の案段階でも良いが、

- 審議委員会開催の1月前までに当事者間合意の契約案を提出すること)
2. 当該発明に関する民間企業等との共同研究契約書類（申請時は交渉進捗中の案段階でも良いが、審議委員会開催の1月前までに当事者間合意の契約案を提出すること）
  3. 申請案件に関する試料提供契約（MTA：Material Transfer Agreement）
  4. 特定の企業との連携以外で技術移転を目指す場合、活動の進展等が合理的に説明され得る書類  
（例）医師主導治験の計画書  
技術研究組合との連携の計画書
  5. 申請添付書類4（ベンチャー創出型知財支援の適用を希望される場合に限る）
  6. その他、当該発明に関して何らかの収入が発生していることを証する書類  
◇ いずれもその発明の内容や活用に関する箇所以外の文面等は、黒塗りとする等の対応を取られてもかまいません。

#### 【申請不可とするもの】

1. 秘密保持契約（NDA：Non Disclosure Agreement）
2. 技術移転機関への技術移転活動の業務委託契約書類等
3. そのほか、申請案件の技術移転の傍証とは認められない書類

#### （7）早期審査制度を利用したパリ条約ルートによる申請

1. 通常の申請と同じく、優先日から6ヶ月までに電子公募システムより「パリ条約ルート等」を選択し申請してください。
2. 審査結果が未着の場合も、JSTへの申請期限（優先日から6ヶ月）以内に申請が必要です
3. 審査結果（特許査定）がJSTへの申請期限までに得られない場合には、審査結果の事後提出を優先日から9ヶ月までお待ちします。これを超過した場合には、JST審議及び手続き期間を考慮してPCT出願の支援申請として取り扱います。
4. 早期審査の結果「拒絶査定」となった案件も、通常のPCTルートでの申請は可能です。

#### （8）申請受付期間

平成29年度中 随時

#### （9）注意事項

1. 申請に際し、末尾の別表を参考にして「グリーンイノベーション」「ライフイノベーション」「ナノテクノロジー・材料」「情報通信技術」「社会技術・社会基盤」のうち提案する発明に該当する重点分野を選び発明概要に明記してください。
2. 従前の特許化支援制度にて、認定された特許群に該当する場合、発明概要の所定の箇所に特許群番号を入力してください。

## 5. 選考

---

### (1) 選考方法

- 申請内容についてのJST担当調査員による調査結果を参考に、外部有識者からなる審査委員会における書類査読及びヒアリング審査により選考を行います。
- 申請から審査委員会までのおおよその流れ
  - 申請内容確認後、JST知的財産審査委員会事務局（以下、「JST事務局」という）より受理通知メールを送付します。  
※申請内容に不備がある場合は受理できないことがありますのでご注意ください
  - 申請機関は、JST担当調査員と連携し資料を準備してください。  
※JST担当調査員が当該申請に係る調査及び発明者へのインタビューを行い、発明内容の明確化、課題の抽出、特許請求項の整理、市場規模や競合製品に係る調査等、資料作成の準備段階よりサポートします。
  - 出願期限の2ヶ月前を目途に、審査委員会にて審議します。平成29年度は、できるだけ多くの申請機関（知財担当者、技術移転担当者、発明者等）にて審査委員会への参加、発明の特許性、有用性、技術移転の状況等の説明や質疑応答の対応をお願いします。Web会議システムの利用を推奨します。（JST担当調査員は審査委員会に出席しています）。
  - 審議結果は、JST担当調査員より概要を申請機関へ連絡するとともに、後日、審議過程で得られた指摘事項等についてJST事務局より文書で報告します。正式な審議結果は、審査委員会の概ね1ヶ月後を目途に確定し、文書にて通知します。

### (2) 選考資料の作成

- 全案件を対象に、「当該申請に係る知的財産出願・活用戦略及び技術移転計画」についての説明資料（PowerPoint形式、様式自由、2枚程度）を作成してください。
- 平成29年度は、より多くの申請機関が審査委員会に参加される方向であり、大学等の担当者・発明者が主体となって審査委員会用の資料を作成されることをお勧めしますが、JST担当調査員は引き続き申請機関と連携しながら資料作成をサポートします。
- 申請機関で資料を準備される場合は、PowerPoint形式、様式自由、20枚以内にて作成してください。その構成や発明のポイントの絞り込み等、JST担当調査員が助言します。
- ベンチャー創出型知財支援の適用を希望される場合には、技術移転の計画において、より具体的にベンチャー設立構想・計画等の資料を作成ください。

### (3) 審査委員会への参加

#### 1) 概要

- 大学等の知財マネジメント強化に向けて、平成28年度より試行的に申請機関である大学等が主体となって審査委員会の資料作成と説明を行うことを進めてきました。平成29年度においては、より多くの申請機関による審査委員会参加を主眼に、Web会議システムによる参加を推奨します。
- 申請機関（知財担当者、技術移転担当者、発明者等）側から発明の内容や実用化に向けた構想について、審査委員会にて説明されることにより、大学における外国出願や技術移転への狙いを審議により直接に反映することができます。また、審査委員会への参加を通じて、権利化やライセンス活動に参考となる委員会からのコメント等を、今後の知財マネジメントに役立てていただくことも本取組の狙いです。特に、大学等の知財戦略上、重要な特許の申請については、積極的な参加をお待ちしています。また、JSTから参加のお誘いを差し上げる場合もありますのでご了承をお願いします。
- 国立大学3類型のうち重点支援枠③（世界水準）の大学は、申請数の5割にて参加いただきます。
- JST担当調査員は引き続き、ご申請後の発明者インタビュー、特許調査、資料準備段階からのサポート、審査委員会参加を行います。

## 2) 参加のお申し込み

- ・申請時：申請書の「その他／特記事項」欄に「知的財産審査委員会参加希望」と記載してください。
- ・申請後：JST担当調査員又はJST事務局（Email：kenri@jst.go.jp）へ、件名を「知的財産審査委員会参加希望（申請番号）」と記載してメールでご連絡ください。
- ・申込期限  
申請後の場合、審査委員会開催日の1ヶ月前まで

## 3) 申請機関からの参加者

- ・知財担当者、技術移転担当者、発明者等  
案件ごとに、参加内容（発表の全体や一部、質疑応答）を調整します。
- ・開催場所はJST東京本部（東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ）となります。  
[https://www.jst.go.jp/koutsu\\_map.html](https://www.jst.go.jp/koutsu_map.html)  
※平成29年度下期からは、参加方法は、Web会議システムに統一する方向です。

## 4) 審査委員会の流れ

- ・審査委員会の委員は、発表資料を事前に査読した上で審査に臨みますので、申請機関側で説明する場合、論点を押さえた簡潔な説明をお願いします。JST担当調査員が主に説明や質疑応答をする、質疑応答は申請機関が行う、などの役割分担による参加も可能です。

### 審議の流れ（時間配分は今後見直す予定です）

#### ①申請内容についての説明（10分）

##### 発明についての説明（約5分）

申請された発明の内容について、特許化の観点から簡潔にご説明ください。  
先行技術や競合技術との比較も盛り込んだアピールをお願いします。



##### 実用化に向けた展開について（約5分）

想定される製品や市場、それに向けた検討や研究、国プロ等の進展、  
技術移転の計画や進捗等、準備状況も含めてご説明ください。

#### ②質疑応答（10分）

審査委員からの発明の特許性、有用性などについての質問に対応いただきます。  
質疑応答で得られた知見は、権利化やライセンス活動にもお役立てください。



申請機関退室後又はWeb会議システム退室後

#### ③委員会による採否審議

採否決定の審議を行います。

## 5) Web 会議システムの利用

- ・接続テストだけでも歓迎しますので、お気軽にお問合せください。
- ・Web 会議システム（無償）
  - ・システム名：「V-CUBE ミーティング 5」（株式会社ブイキューブ）
  - ・パソコン、Web カメラ及びマイク（又はヘッドセット）は申請機関でご用意ください。
  - ・初回、オンライン参加される場合には、委員会開催の3週間前までにWeb 会議システム手順書に沿ってJST 事務局と接続テストを行います。委員会当日の通信時間は直前の接続確認と審議の合計30分程度です。
- ・詳しくは、Web サイト（[http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_06sanka.html](http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_06sanka.html)）をご覧ください。

#### (4) 選考における観点

- 特許性はもとより、市場性、社会公共性等を勘案し、特許権存続期間中に以下のいずれかに該当するものを支援します。
  1. 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明
  2. 将来我が国の産業基盤を形成する可能性のある発明
  3. 新規産業を形成する可能性のある発明
  4. 既存産業技術を大幅に向上させる可能性のある発明
  5. 大学等自身による戦略的な知的財産の保護・活用により、大学等自身の知的財産基盤強化に資する発明
  
- 「ベンチャー創出型知財支援」  
通常の特許性・有用性の観点に加えて、ベンチャー創出の可能性、ビジネスモデル構築の可能性、の観点から評価します。
  1. ベンチャー創出の可能性
    - ・ベンチャー設立までの計画及び、申請機関・発明者がどのように関与するか。
  2. ビジネスモデル構築の可能性
    - ・当該発明の効果及び特徴が、特許戦略（特許群構築等）とともに明示され、従来技術にはない独創性又は優位性を有し、新たな経済的価値や社会的価値を与える可能性が期待されるか。
    - ・既存企業のビジネスモデルでは、当該発明を事業化することが困難と予想されるものの、発明者自らが起業に携わることで、新たなビジネスモデルが構築される可能性が期待されるか。
  
- 特に、国際競争力強化の観点から、特に市場性や技術製品輸出の可能性等について、「権利化支援における評価判定の基本的な考え方」の評価基準等を総合的に考慮しつつ、これまで以上に審査を厳格化し、真に国益に資する技術を厳選して支援します。  
※「権利化支援における評価判定の基本的な考え方」  
<http://www.jst.go.jp/chizai/pat/doc/kangae.pdf>  
※活用の観点でより有望な案件を支援すべく、権利化支援では、従来よりも審査を厳格化するとともに、必要に応じてJSTに集約して活用を図ることについても検討を行い、事業全体を通じて大学等の知財活用に向けた支援を進めます。

#### (5) 選考結果の通知

- 選考結果については、審査委員会の審議後、代表申請機関の担当者へ電子メールで「審議結果報告」を通知することのほか、文書で採択・不採択通知書を送付します。
- 「審議結果報告」に基づき出願手続等を進めるようお願いいたします。

## 6. 支援中・支援終了時の手続き

### (1) 支援契約の締結と支援費の請求

- 契約書は、代表申請者、各共同申請者とそれぞれ個別に締結します。
- 契約締結後は、自機関の契約書に基づき、各機関それぞれ独自に請求を頂きます。
- 請求についての詳細は、申請後／採択後のお手続き等について ([http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_03etc.html](http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html)) をご確認ください。
- 平成29年度以後に申請された案件に対する支援では、これまで細分化してきた支援対象外費目を見直し且つ大括り化した上で、支援対象となる費用の定率8割を支援します（申請機関にて2割の自己負担が発生します）。
- 支援費の請求は精算払いを原則とします。精算請求書に証拠書類を添付して、貴機関名で JST宛に郵送ください。
- 詳細は「請求要項」にてご確認ください。

### (2) ライセンス活動状況等報告

支援中の外国特許出願の技術移転状況及び支援の効果を把握するため、JSTと大学等間における契約約款の規定に基づき、ライセンス活動状況等の報告をお願いします。

- ライセンス活動状況等報告は、Web入力形式により行っています。

簡易版と詳細版に分けて実施します。簡易版は5-6月に行われる JST 法人評価（本事業の評価）のため、また、詳細版は翌年度以降の予算要求や事業見直しの基礎資料、及び、支援継続の判断材料として使用しています。当支援の効果および今後の改善の参考とするため、別途、年1回、権利化進展状況調査及び支援に関するアンケート調査も同じく Web 入力形式により実施しております(平成29年度下期の予定)。

各種調査の実施方法については、申請機関のご負担を軽減することを主眼に、平成30年度以降に向けて見直しを行っております。システムの改修前の平成29年度においては、上記のとおり前年度と同様のスケジュールを予定しております。ご了承のほどお願い致します。

過去の調査結果については、<http://www.jst.go.jp/chizai/seika1.html> で公開しています。

### (3) 支援した費用の返還

#### 1) 実施料収入が得られた場合

- 大学等のライセンス活動により、実施料収入（一時金、ランニングロイヤリティ、不実施補償金、技術開示料、オプションフィー等）が得られた場合には、各年度の収入全体の50%をJSTに返還いただきます。返還費用累計の上限はJSTが負担した出願費用等の実費相当額とします。
- また、実施料収入の返還額累計がJSTの支援費の合計に至ったときは原則として支援終了とします。申請機関から支援継続の希望がある場合は別途相談に応じます。

#### 2) 第三者へ権利譲渡した場合

- 特許を受ける権利又は特許権を第三者へ譲渡した場合は、速やかにJSTに報告してください。
- 譲渡に伴う収入を得た場合には、譲渡価格から大学等の自己負担分（外国特許出願に係るJST支援対象外の費用）及び当該特許の譲渡に要する費用（譲渡に伴う活動費用、名義変更費用、発明者への還元分等）を控除した額を返還いただきます。返還費用累計の上限はJSTが負担した出願費用等の実費相当額とします。
- ◇ 一部の支援国についてのみ実施料や譲渡収入が発生した場合は、当該支援国毎に実施料収入、JSTの支援費を計算し判断します。この場合、当該支援国に発生した費用に、各支援国に共通に発生した費用（PCT出願費用など）を支援国数で割った金額を加えた額を、支援国の特許権に対

しJSTが支援した費用とします。

(4) 支援継続の要否判断

- 支援中の外国特許出願について、JST では外国特許出願（PCT 出願等）から3年経過時以降等に、継続的に支援継続の要否を見直す棚卸しを行います。
- 継続要否の判定にあたっては、大学等の主体的な判断を推奨するとともに、技術移転活動の状況等を評価するため、上記（6）ライセンス活動状況等報告における「技術移転状況」を用います。
- 一つひとつの出願ではなく、特許群やファミリー単位での権利化・活用の観点での見直しも積極的に行います。

(5) 支援の終了

原則として以下の場合に支援を終了します。

1. 上記（4）により、外国特許出願（PCT出願等）から3年経過時以降等にJSTが支援の必要性を見直し、支援の必要性が認められないと判断したとき  
◇ 見直し基準を厳しく設定することで支援の必要性が低下したものは早期に支援を終了し、より有望な新規申請の支援を行います。
2. 指定国移行の案件で優先日から7年を迎えたとき  
◇ 複数の優先権を伴う場合には、最先の優先日から起算します。
3. 大学等の活動により実施許諾が行われ、実施料収入に基づく返還額累計がJSTの支援費の合計に至ったとき  
◇ 実施許諾・譲渡が一部の支援国に発生した場合は支援国毎に判断します。ただし、支援決定後早い段階で収入が発生し、十分な支援を受ける前に形式的に返還が完了してしまう場合、申請機関の希望により支援継続も検討します。
4. 支援国における特許を受ける権利又は特許権が第三者へ譲渡されたとき  
◇ 支援国毎に判断します。
5. PCT出願における指定国移行時に国際調査報告および国際調査見解書、国際予備審査報告（特許性に関する国際予備審査報告（第2章））、出願希望国における市場性等を勘案し、JSTが支援継続の必要性の見直しを行った結果、必要の必要性が認められないと判断したとき
6. 特許権の消滅、無効等が確定したとき（\*）
7. 大学等が支援の終了を希望したとき（\*）
8. その他、契約違反が生じた場合等 JST が必要と判断したとき（\*）

(\*) に該当する場合は、その事由に至った経緯を確認の上、原則として、JST が負担した出願・維持費の実費相当額を返還いただきます。

ただし、大学等の責によらずして本特許出願について拒絶査定又は無効が確定した場合、又は、対象の特許が陳腐化した場合や権利化・活用の見込みが著しく低下した場合など、国費による支援を早期に終了すべきと JST が判断した場合は、大学等からの支援終了の希望の場合も返還を要しないものとします。

(6) その他

- 本公募要領は、平成29年度の途中において見直す場合があります。また、特許法の改正等により見直す場合もあります。その際にはWebページ等で別途ご案内します。

大学等知財基盤強化支援<権利化支援>Webページ：

[http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_01bosshu29.html](http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01bosshu29.html)

## 7. 申請時の注意事項

---

### (1) 研究成果展開総合データベース (J-STORE) での公開

- JST では特許の実用化を積極的に推進するため、J-STORE に掲載希望された特許は掲載し公開します。  
J-STORE : <http://jstore.jst.go.jp/>  
(J-STORE と確認書を締結されている大学等が対象になります。締結されてない大学等の方はこの際に締結をお薦めしますので、J-STORE 担当部署までご連絡ください。)
- 未公開の特許出願 (出願から 1 年 6 ヶ月未満のもの) の公開する項目は、申請機関の希望によりませんが、発明の名称、出願人、発明者、出願番号、50 字程度の技術の概要 (申請機関で作成) です。未公開の特許出願の掲載に関しては、別途 J-STORE 担当部署よりご連絡します。
- J-STORE に掲載するまで時間が掛かる場合がありますので、早期掲載をご希望の方は J-STORE 担当部署へご連絡ください。
- なお、J-STORE に公開しますと企業等から、具体的な問い合わせやライセンスの希望が寄せられることがあります。その対応は申請機関にてお願いします。

#### 【J-STORE に関する連絡先】

JST 知的財産マネジメント推進部 知財集約・活用グループ

TEL: 03-5214-8293

FAX: 03-5214-8476

E-mail : [j-store@jst.go.jp](mailto:j-store@jst.go.jp)

### (2) 申請内容の JST 内部開示

- 申請内容は、本支援の目的に限り使用します。
- ただし、申請機関からのご希望により、JST のファンディング事業の担当部署に申請内容を開示することがあります。なお、JST 実施事業への申込は別途必要である点、ご留意願います。ご希望の場合には、申請書 (発明概要) の該当欄 (申請内容の JST 内部開示) に希望する旨ご記載願います。

### (3) 大学発新産業創出プログラム (START) 等との連携

- 大学発新産業創出プログラム (START) では、大学等発ベンチャーの起業前段階から研究開発・事業育成のための公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高いシーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築し、市場や出口を見据えて事業化を目指します。
- ポテンシャルの高いシーズの事業化のさらなる推進を図るため、「権利化支援」と START が連携することにより、研究者が「権利化支援」の申請の際にご登録いただいた技術シーズ情報を事業プロモーターに開示できる仕組みを設けております。有望な技術シーズの場合、事業プロモーターが、事業化プランの申請に向けて更なる検討 (デューデリジェンス等) を行います。(なお、事業プロモーターは本事業での活動に際し、JST と秘密保持を含めた契約書を締結しておりますので、特許申請内容を他に漏らすことはございません。)
- この連携制度を活用して、発明者が START プロジェクト支援型の公募において技術シーズ情報として、発明概要の登録をご希望の場合は、発明概要「6. JST 等他事業の利用希望」の欄のうち、『「大学発新産業創出プログラム」の公募情報の提供を希望する』にチェックをお願いします。申請後、START 事務局より、登録のご案内をいたします。

START の詳細については、START ホームページ (<http://www.jst.go.jp/start/>) をご参照いただくか下記連絡先までお問い合わせください。なお、本事業への通常の申請の場合、平成 29 年度は研究者から事業プロモーターへの技術シーズの申請の締め切りを 3 月 15 日 (第 1 サイクル)、5 月 17 日 (第 2 サイクル) としており、プロジェクト開始は 7 月頃 (第 1 サイクル)、9 月頃 (第 2 サイクル) を予定しております。本連携制度による START への申請をご希望の場合は、できるだけ早い段階で権利化支援へ申請するよう

お願いします。

【事業内容全般に関する連絡先】

JST 産学連携展開部 START 事業グループ  
〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町  
TEL:03-5214-7054  
E-mail: start-boshu@jst.go.jp

(4) 申請内容に関する秘密の厳守

- 申請内容に関する秘密は厳守します。提出物は返却しません。
- なお、JST職員は科学技術振興機構法第16条により、また、審査委員会の委員は委嘱契約により、守秘義務が課せられております。

(5) 権利化支援に関するお知らせ

- 申請方法、運用上のお知らせ等は随時下記URLに掲載しますのでご参照ください。
- 大学等知財基盤強化支援<権利化支援>Webサイト：  
[http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_01boshu29.html](http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu29.html)

(6) 申請にあたっての注意点

1. 本支援への申請は、電子公募システムより行ってください。  
電子申請のご案内：[http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_02shinsei.html](http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_02shinsei.html)
2. 電子公募システムでアップロードできるファイルサイズは10MBまでとなっています。10MBを超えるデータの提出には、JSTで用意するファイル転送サービスをご利用ください。  
大容量ファイルの提出について：[http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_sx\\_largecapa.html](http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_sx_largecapa.html)
3. 電子データによる提出ができなかった文献等の追加提出物は、対象となる案件のJST整理番号等を明記の上、下記送付先まで郵送してください。簡易書留等を推奨します。
4. 発明内容に関連する学会・論文発表、卒論・修論発表会等については、その公知日を明確にし（必要があれば学会事務局等に確認し）、公知日が国内基礎出願よりも前であれば、「発明概要」に公開された内容と申請対象発明との差異を明記してください。なお、「公開」は相手の多寡を問わず、仮に1名であっても守秘義務を持たない人に見せた場合は公開にあたり、また書面での証拠が残らない場合でも公開にあたることにご注意ください。
5. 特許法条約(PLT)に対応した特許法改正（平成28年4月1日施行）に伴い、下記に該当する出願を基礎とした外国特許出願の支援を申請する場合は、権利化を図ろうとする発明を記載した特許請求の範囲、明細書及び図面を添付してください。
  - ・ 特許法第38条の2関係に基づき、特許請求の範囲を付けずにした特許出願
  - ・ 特許法第38条の3関係に基づき、先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願米国仮出願についても、同様に、権利化を図ろうとする発明を記載した特許請求の範囲、明細書及び図面を添付してください。
6. JSTが提供する先行技術文献名等の情報は、米国IDSの情報開示等の対象となることがありますのでご留意ください。情報開示義務を果たさなかったこと等により申請機関に不利益が生じたとしてもJSTは責任を負いかねますので、ご承知おきください。

7. 応募適格、各種書類作成方法等、その他本募集に関する各種お問い合わせも下記までお願いします。
8. 申請書は、申請機関の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。申請内容に関する秘密は厳守します。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>
9. 採択された申請に関する情報（制度名、JST 課題番号、申請機関名、発明者氏名、支援金額および支援期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。
10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）
  - ・ 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
  - ・ 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。  
※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。
  - ・ 物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります
  - ・ 経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。
    - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
    - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
    - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>
    - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） [http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 8. 問合せ先

---

- 大学等知財基盤強化支援（権利化支援）についての連絡先

国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）  
知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ  
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ  
電話：03(5214)8413  
FAX：03(5214)8476  
E-mail：kenri@jst.go.jp  
HP：<http://www.jst.go.jp/chizai/>

別表 大学等知財基盤強化支援の重点分野

重点分野	グリーンイノベーション	ライフイノベーション	ナノテクノロジー・材料	情報通信技術	社会技術・社会基盤
【課題解決の目的】	全ての製品やサービスのライフサイクル（生産・使用・廃棄）の環境影響を考慮した、地球環境の維持持続を可能とする社会の実現を目指すこと。	国民が心身ともに健康で豊かさや生きていることへの充実感を享受出来る社会の実現を目指すこと。	国内のみならず、グローバルな産業競争力の強化を目指すこと。	我が国の強みを活かし、新たな産業基盤強化を目指すこと。	安全・安心かつ豊かで質の高い国民生活の実現を目指すこと。
【課題解決内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安定的なエネルギーの供給と低炭素社会の実現</li> <li>• エネルギー利用の高効率化、再生可能エネルギーの利用拡大、及びスマート化及び社会インフラのグリーン化</li> <li>• 資源リサイクルシステムの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 革新的な予防法の開発</li> <li>• 新しい早期診断法の開発</li> <li>• 安全で有効性の高い治療の実現</li> <li>• 高齢者、障害者、患者の生活の質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共通基盤の強化に資する先端材料や部材の開発及び活用</li> <li>• 高機能電子デバイスの開発</li> <li>• 代替資源の創出に関する研究開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次世代情報通信ネットワーク技術</li> <li>• 情報爆発時代の情報インフラ技術</li> <li>• 情報通信技術の研究開発と利活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全、安心な社会、都市、地域づくりを目指し、強健かつ復元力がありしなやかで自立的に発展可能な社会の構築に資する研究開発</li> </ul>
【具体的技術内容】 第四期科学技術基本計画より抽出	スマートグリッド、物流効率化、次世代情報通信ネットワーク、情報通信機器の省エネルギー化、ネットワークシステム全体の最適制御、高効率交通及び輸送システム、社会インフラと一体となった巨大ネットワークシステム、太陽光発電、家電および照明の高効率化、パワー半導体、高効率給湯器、高効率輸送機器、電力制御、総合水資源管理システムの構築に向けた研究開発（高度水処理技術等）、風力発電、小水力発電、地熱発電、潮力・波力発電、再生可能エネルギー利用、自律分散エネルギーシステム、燃料電池、蓄電池、蓄電システム、水素供給システム、超伝導送電、基幹エネルギー・分散エネルギー供給源の効率化、低炭素化、火力発電高効率化、石炭ガス化複合発電、高効率石油精製、革新的製造プロセス、材料高機能化、住宅及び建築物の高断熱化、グリーンサステイナブルケミストリー、革新的触媒技術、ナノカーボン材料、資源再生技術、レアメタル代替、レアアース代替、バイオマス利用、バイオリファイナリー	新しい治療機器（放射線治療機器、ロボット手術機器等）、遠隔診断、遠隔治療技術、画像情報処理技術、生活支援ロボット、BMI機器、高齢者用パーソナルモビリティ、自立支援、生活支援技術、介護支援技術、客観的（科学的）根拠に基づいた生活習慣病等予防法の開発、先制医療、疾病等の予防法開発、医療情報の基盤整備、早期診断技術の開発、再生医療、身体機能代償技術、肉眼視技術・機器（内視鏡等）、イメージング技術、ワクチン、認知症等の発症防止・早期診断・進行遅延技術等の研究開発、新薬開発、新規創薬ターゲット探索、核酸医薬、DDS	光・量子科学技術、高機能電子デバイス、ナノテクノロジー、精密加工技術、材料・部材・装置等のハードとソフトの連携に関する研究開発、新たな資源の獲得・効率的・循環的な利用に関する研究開発、先端材料・部材の開発及び活用に必要な基盤技術	情報通信の利用・活用を支える基盤技術、次世代交通システム、スマートグリッド、次世代情報通信ネットワーク、信頼性の高いクラウドコンピューティング	地震・火山・津波・高波・高潮・風水害・土砂災害等の予測・防災・減災に関する研究開発、廃棄物の抑制・適正管理、再利用に関する研究開発、災害対応能力の強化（迅速な被災状況の把握、情報伝達、リスク管理）、交通・輸送システムの高度化・安全性評価に関する研究開発、火災・重大事故・犯罪への対策に関する研究開発、老朽化対応のための住宅の高度化・長寿命化に関する研究開発、サービス産業の生産性向上に資する研究開発、新たなエネルギー源の獲得に向けた研究開発（再生可能エネルギー等）、環境汚染物質の管理・対策に資する研究開発、安全で高品質な食料・食品の生産や食料・水の安定確保に関する研究開発（遺伝子組み換え生物等の先端技術の活用、食料増産技術）